

〈時代往還〉松本清張とその時代

〈第二回〉

高橋新太郎

引き続き、行きつ戻りつしながら、気儘に〈時代の空気を〉追尋の筆を進める。

改正新刑法と、旧刑法の違背罪に相当する警察犯処罰令は明治四十一（一九〇八）年十月一日をもって施行された。明治十五年刑法施行後二十六年九ヶ月が経過していた。前回で触れたように、主要な改正点は、犯罪に対する刑の適用範囲を増大して、裁判官が自由裁量をなし得る程度を上げ、各条において懲役禁固の最短期と最長期との間隔を旧法よりひろくしたこと、犯罪の情状・犯罪者の素行などによって刑の適用を自由に塩梅し易くしたことと、刑の執行猶予の範囲をかなり拡張したことなどであった。

日本弁護士協会は、新刑法実施一年後の時点で、全国各地に十三名の委員を派遣するとともに、各弁護士会から報告書を得て、その結果をまとめて、『日本弁護士協会録事』（第百三十八号、明治四十三年一月）に「人権問題特別号」を編んだ。秋水幸徳伝次郎・菅野すが・新村忠雄・宮下太吉らが天皇暗殺計画の麻で検挙される、いわゆる大逆事件を五ヶ月後に控えた時機である。前記、人権調査の十三名の委員の中には、後に大逆事件弁護人の中核として活躍する今村力三郎をはじめ鶴沢総明らの名もあつた。特別号

発刊之辭に曰く

吾邦新刑法施行せられてより僅一歳、其間当路執法の成績を顧れば、刑政の本義を誤り、法文の精神を没却し、剝奪羅織を事とするの傾あるを認む、或言、是法制改廃過激の時代のみ、試験の期間のみと、然れども國民の身命財産は、執法練習の犠牲にあらず、況んや当路政策の着底が、法の明文を距ること著大なるに於ては、吾輩此を坐視するに忍びず、嗚呼人権擁護の叫びは、則是憂國志士の声なり、司法政策の失敗を戒むる天来の警なり。

各地弁護士会の報告書には、

〈検査司察ニ過ぎ且人権ヲ輕視スルノ嫌アルコト〉、〈刑ノ量定概テ峻酷ヲ極ムルコト〉、〈新刑法ノ特色タル刑ノ執行猶予及ビ未決拘留ノ日数ヲ刑期ニ算入スルノ規定殆ンド空文ニ屬シ之ヲ適用スルニ極メテ吝ナルコト〉、〈鑑リニ拘留ヲ為シ容易ニ保釈責付ヲ許サザルノ弊アリ〉、〈素行調査ニ掲記スル事

項ハ司法警察官ノ臆断ニ出ツルモノ多クシテ殆ンド虚偽ノ報告書タルノ弊アルコト〉、〈裁判所ハ杜撰ナル警察署ノ聴取書ヲ過信シ又無責任ナル素行調査ヲ心証ノ資料ニ供シテ其反証ヲ許サザル弊風〉

等を、ひとしなみに訴えている。調査委員報告書には、新法施行前後一カ年間の刑事被告人在監人員・滞獄期間・上訴結末・出監者数の比較統計も付されており、「検査の峻酷」「裁判の渋滞」「刑の量定峻酷」「上訴の激増」「下級裁判所の誤判の多」「検事控訴の濫起」を証明する精確の資料と結論づけている。〈請ふ巢鴨監獄に於ける既決囚の出獄人員を視よ、在監者五割の増加にして、出獄者は反て其数を減じたり、是重刑主義の結果にあらずや〉なるコメントもある。また、山梨県吉田署での、無実の十六歳の少年に対する、鼻孔への湯の注入、両手縛りの天井吊しに唐辛煙し、焼火箸当て、眼に熱灰を入れるなどの拷問の事例も紹介され、「野蠻警察の掃留」なる欄には、「巡查の強姦」「拷問されて流産」「警察に面会に行きて浮浪罪」等々の事例も記述されている。

調査委員報告書には、「人権蹂躪」の多くの実例が掲げられているが、その事例の一つを次に掲げる。

第七事例

東京市麻布區市兵衛町二丁目三十九番地士族

齒科醫師 寺木 定芳

同人は明治四十二年九月十七日赤坂田町七丁目十三番地に齒科治療の出張所を設けたるに赤坂警察署長本堂平四郎は既

に廃止せられたる法令を適用し違背罪即法令に依り拘留二十日の刑に處したり

明治三十九年警視廳令第四十三號醫師及齒科醫師醫産婆出張を設けたるときは所轄警察署に届出づべし、若し違反したるときは拘留又は科料に處すとありしも、同年警視廳令第七十三號にて醫師及齒科醫師を削除したるを以て寺木定芳氏は出張所設置の届出を為さず、りし也

然るに赤坂警察署は突然寺木氏を拘引し明治四十二年十二月七日死せる法令を適用し拘留二十日の嚴刑に處したり、左に巡查の意見書告發書、即決言渡書、東京區裁判所の判決を掲げ以て違背罪即法令の害毒と司法警察官の人権蹂躪の一斑を示さん

意見書

別紙告發に係る被告人寺木定芳は平素暴慢の傾ありて其手續を熟知したるに不拘法令を無視し居るものに付嚴重加罰せされは改悛せざるものと思料せられ候條此段意見及開陳候也
明治四十二年十二月七日

赤坂警察署勤務

巡查 松田 榮助

警視 本堂 平四郎殿

○聴取書

東京市麻布區麻布市兵衛町二丁目三十一番地
寺木 定芳



明治42年12月21日誕生した松本清張

當一十七年

右は赤坂田町七丁目十三番地へ治療所出張所を設け七日以内に所轄警察署へ届出を爲さざる被害事件に付本官の通知に依り當署へ出頭し左の通り陳述したり

一、齒科醫師法及之に十聯せる總ての法規を承知して居ります

一、私は開業地は麻布市兵衛町二丁目二十一番地に於て爲して届出の手續を履行して齒科醫師の登録を受けて居ります
一、赤坂區赤坂田町七丁目十三番地へ本年九月一日治療出張所を設けたることに付ては地方長官には届出でましたか所轄警察署に十日以内に届出を致しまして誠に申譯はありません

右陳述を録取して之を讀開けたるに相違なき旨申述へ其精確なることを認證する爲め左に署名捺印せり

被告所書記 小野 俊之助

右藤木也

明治四十二年十二月廿二日

東京區裁判所

裁判所書記 恒川 正吉

右の例は、被告人寺木定芳の齒科治療の出張所開設に際し、赤坂警察署長本堂平四郎が既に廃止された法令を適用し、違警罪即決令に依つて拘留二十日の刑に処した事件であるが、赤坂警巡查の「意見書」に見られる命令素違の傾ありて……法令を無視しは、そのまま警官自身に該当する文言と言えよう。この聴取書の日付の前日が清張生誕の日である。

昭和四十八年十一月に『文藝春秋』臨時増刊(第51巻17号)として出したムック版の「松本清張の世界」には、各界の(53人によるアンケート特集、私の好きな清張作品)が収録されている。その中で、平野謙は、

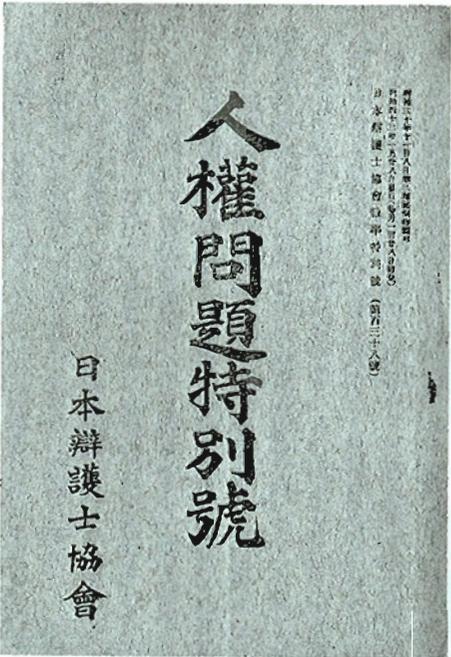
最近における明治文学史再検討を意圖した『品群』尾崎紅葉と泉鏡花との關係を再検討した作品、斎藤緑雨を主人公にした作品、坪内逍遙を中心として、山田美妙斎との關係などを追究した作品(ただし、目下のところこの作品はまだ未完)に、私はいちばん注目しています。……年来の私の関心とも一致するだけでなく、それ自体なかなか新発見に富む作品群

うまい。今は知らないが、旧い裁判官には尊敬されていたようである。

そしてこの作には、次の記述もある。

前記『裁判の書』の三宅正太郎が、泉鏡花の友人だったとは、実は最近になってわたしは知った。鏡花の弟子だった寺木定芳の『人・泉鏡花』によると、鏡花は大審院判事の三宅を「御奉行」と戯れに呼んでいたという。……道理で、というわけでもないが、三宅正太郎の文章はうまい。三宅の趣味の広いのもそれで分るわけだが、しかし三宅の文章は淡々と書いて、鏡花の影響は片鱗もない。『裁判の書』にも鏡花のことは一行も書かれてないので、この寺木の本でわたしは初めて知ったのである。……寺木は早稲田の文科の学生だったころから毎日南稷町の鏡花の家に行っていて、花門という号をもらつて門下生ということになったが、間もなくアメリカに渡つて齒科医となつて帰国し、それから「先生の口唇痔医」となり、鏡花の死ぬまで出入りした。

この寺木定芳が、前出の人権蹂躪の標本的事例の被害者ともいうべき、かの寺木定芳にほかならない。明治十六年二月十六日生れて、『人・泉鏡花』(昭18・9、武蔵書院)は鏡花研究文献中の最初の単行書である。里見淳が「私の知る限りの寺木定芳君」を寄せ、三宅正太郎が「序に代へて」を書いている。寺木の「後記」によれば(年十八にして先生の門下に入った)とある。昭和四十



として、近来私は愛読しました。

と記している。平野の言う作品群とは、『葉花星宿』(『別冊文藝春秋』二〇号、昭47・6)、『正太夫の舌』(同二二号、昭47・9)、『行者神髓』(同二三〜二七号、昭48・3〜49・3)を指し、のち『文豪』(昭49・10、『文藝春秋』)にまとめられた。その「葉花星宿」は、次のように書き出されている。

戦前の大審院長だった三宅正太郎の『裁判の書』という随筆集は、わたしには興味があつて、これまでもその中から二度は引用したことがある。この人は趣味がひろく、文章も

七年十一月三日に世界している。鏡花の日常を知る唯一の弟子と言われ、「鏡花全集」には欠かせぬ存在であった。

清張は、勝本清一郎や村松定孝の説を引きつつ、「面従腹背を寸毫も他人に気取らせることなく、隠微、皮肉な献身で仕えた「弟子」鏡花像を描いている。

先に記した平野謙のアンケートの一文には、続きがあつて、

ただし、いままでの印象では、斎藤緑雨を主人公にした作品がいちばん平凡で、坪内逍遙を主人公とした作品が最も力作であるのみならず、どんな結末を松本さんがつけるか、いまから興味津々として見成つていきます

と書いている。

松本清張の「斎藤緑雨伝ノート」と副題された「正太夫の舌」は、ある書肆から斎藤緑雨伝の執筆を自分が頼まれたのは半年前である。なんでも明治・大正期の文学者の伝記をシリーズにして出版するとかで、その一点として緑雨が自分に持ち込まれた。(「武」とあるように、その楽屋裏のノートを明かすという設定で、自分は斎藤緑雨の作品のほか、明治文学史に関する主だった著書を読み、緑雨に就ての諸家の評論、随筆を読み、これらをメモして簡単な用紙を付し、自分なりの検索に備えた)

と記されている。先行文献にも当り、(もししかすると新しい発見でもあつて従来の通説を訂正するようなことができるかもしれない、そういう野心に似たものが心に起つて)とも書かれている。私の見るところ、緑雨の人と文学を叙して、研究文献としても読

所 斎藤賢」と書き、本所局の消印があるが、それも緑雨が

死ぬ二ヶ月前に書かれたものである。周知のように幸徳と緑雨の仲は、黒岩涙香の「萬朝報」社で机をならべて以来である。「大逆事件」で投獄された幸徳がこの緑雨の手紙を獄中に持参していたが、刑死の直前に非戦論を支持する小泉策太郎(三申と号す。政党内)に渡した。小泉はこれを木村毅に与えた。わたしは木村氏から見せてもらい、これを書き写した。文面の内容は、「週刊平民新聞」の主張する非戦論が「悲惨」の一本調子であることを警め、壮丁がいったん兵營に入つて組の上に乗れば、家郷の父兄との別離の悲しみは一変し、金鶏殿章を組うくらの勇敢なる軍卒の心境となる、これを送り出した家郷の父兄もまた「別離の悲しみ」が変り、お国のお役に立つことを念願するようになる、身体検査で帰郷ともなれば、村のてまえ恥しい。家には入れぬなどと息子を脅かす。かかる現実の状況を平民新聞が盲点として衝かないのはおかしいではないか、という意味である。

「正太夫の舌」には、幸徳宛ての緑雨の手紙が五通紹介されているが、いずれも新資料である。清張が記しているように、木村毅から見せてもらったものである。雪華社の「二冊の本」の中で清張が書いているように木村毅の著「小説研究十六講」は、青年時代の愛読書であり、(東京に移ると、すぐにお訪ねしたのが木村氏だった)とあるごとく、木村とは親交を結び、自らの著書を刊行の都度献呈するとともに、木村の幅広い知見に学ぶところもあつた。清張が披見した幸徳宛ての書簡は、小泉三申が木村毅に与え

むに足る実質を備えた好文獻好読物である。(いちばん平凡)との平野の評だが、際立った新見はないものの、清張らしい切り込みが読み手を刺戟する。新資料幸徳秋水宛ての緑雨書簡の紹介もある。松本清張の「過ぎゆく日曆」(原題「作家の日記」、「新潮45」昭63・7より平1・11断続連載、平2・4、新潮社刊)に次の記載がある。

昭和四十七年夏の暑い日、わたしは「正太夫の舌」という小説を書くために、麻布十番に近い三ノ橋に住んでいた和田芳恵さんと同行をたのんで函国駅前付近へ行った。

正直正太夫の斎藤緑雨が明治三十七年四月十三日午前九時、三十八歳で息を引き取つたのは本所横網町十七番地であつた。

緑雨は同番地の「金沢タケ方に寄寓」と筑摩書房版「明治文学全集」の年譜にあるが、これだと、まるで自身の緑雨が世帯主金沢タケ方に下宿したようにみえる。正確な表題ではない。タケは鶴沼の料理屋東家の女中で、緑雨がそこに滞在中に関係が出来、小田原十字町に転居し、本所横網町で緑雨と世帯をもつた(江見水菘「自己中心明治文学史」)。馬場孤蝶(春窓漫筆)。しかし、緑雨は彼女との同棲を知人にいっさい隠し、手紙の住所もただ「本所」とのみ書いた。彼が肺患の重い身体をひきずって自分で金策に歩いたのもそのためである。(中略)

緑雨が幸徳秋水にあてた明治三十七年二月十五日付の手紙がある。世に知られていない珍しいものだ。封筒裏にも「本

たのではなく、貸し与えて、そのままになったのでは、と私は考えている。縁あつてそのうちの一通が私の所蔵となった。「正太夫の舌」に全文が紹介されているが、全体の趣旨に関わらぬ箇所ではあるが、四字の誤記と八字の脱落があるので、あらためて次に紹介する。(訂正の四字には○を脱落には括弧を付す)

はかき云々ハイやみデハアリマセンぐちデス 人來又宿ニ足ラヌ勝テネケルトコンナ事ヲイフヤウニナリマス

サテ算用ガ合ハヌトノ御話コレハ当然デス今ノ日本ノ購買力デ週刊ノ新聞デ荷モ名士方四人、多少ノ生計費ヲ得ネバナラヌトイフノガ元々無理ナ考デハアリマセンカ

煙草デモ呉服デモ売薬モ腹部以上ノ病ヒノハカマヒマスマイモット広告デモ取ツテミテハドウデスカ 自ラ咎メテキルト際限ガアリマセン 大ニ方便ヲ加味スベシデス傍ラ出版業ヲ営ムグラキノ事ヨリホカニ一寸ハ工夫アリマスマイガ併シソレトテモ四人ノ名士ハ食ヘマセヌ 新聞ノ方デ利益ヲ見スホンノ出版業ノ広告機關(経済上)ノツモリニナル迄ニハ(容易ノ)事デアリマスマイカラ

貴兄御一箇ノタメニ言ヒマスト夜モ十二時云々実ニバカゲタ話デハアリマセンカ コレガ主義ノ為ト申スノデセウガ命アツテノ物種、主義モ意見モ生活問題ノノチノモノデス 僕ハコノ点ニ於テ太ダ冷カデス 冷カニナツテヨリマス 世間ガ冷カニシテクレマシタ 発生ノ時日ヲ思ハズニ歐洲ノ事例ヲ今スグ日本へ持ツテ来テモダメデス 主義ノ為ナドハ第一段ノ事デス

木の吹けば飛びさうなるもののみ、何等風情をなすべくも候はず、取捨は御随意に候。」と記したのを受けての幸徳の書簡に対する緑雨の返書である。清張は、「正大夫の舌」で、「文中、「尚モ名士ガ四人」とは、幸徳、堺の設立者以外の西川光二郎、木下尚江、石川三四郎、安部磯雄をいうのであろうか。」と書いているが、ここでいう名士四人は、堺枯川、幸徳秋水と、石川三四郎、西川光二郎の四人であろう。明治三十六年十一月の第三号から、万朝報社から旭山石川三四郎が平民社に参じ、明治三十七年一月匆匆には、西川光二郎も二六新報社から平民社に参加している。また前掲書簡中の「煙草デモ呉服デモ売薬モ腹部以上ノ病ヒノハカマヒマス マイ モット広告デモ取ツテミテハ」とあるのは、『平民新聞』第九号（明治37年1月10日）の「読者と記者」欄の質疑応答で、読者からの「▲平民新聞紙上に掲載を見合せて戴きたい者は呉服屋 煙草屋、時計屋、売薬屋の広告、殊に商社会社の決算報告に御座候（常陽の黙庵）△唯だ何となく異様に被存候一事有之……其は広告欄に三井、白木、其他中流以上を顧客とする商店の広告を見る事に御座候、……断然御見合相成候ては如何也（奥洞弘重氏）」に対して「△以上両氏の御勧告有がたく承りました。有害の広告は固より載せぬ積りでありますが、何分今日の新聞事業にては広告が大いなる収入となつて居りますので、無益な広告位は大目に見て戴かねばなりません、それに我々は呉服屋、煙草屋、時計屋、売薬屋商社会社を今日に於て必ずしも有害なる制度として直ちに排斥する訳には行かぬと思ひます、又中流以上を顧客とする商店の広告が必ず悪いと云ふ事もあるまいかと思ひます、尤も奢侈の心を刺激するが如き広告は成るべく載せぬ方針であります

僕本月本日をして以て
目出度死去仕候間
此段廣告仕候也
四月十三日
緑雨 齋藤賢

秋水幸徳伝次郎宛て書簡を托されて保管、これを後世に伝えた小泉三申は、『平民新聞』紙上に三申比丘の署名で「病床囁語」（第九号、明治37年1月10日）を、三申居士の署名で「警視庁と二六」（第十七号、同年3月6日）の二文を寄せている。前者は、前年腸チフスに罹り、「仰臥六十日」の病余の身での寄稿であった。（僕は平民新聞に対して、枯川君の所謂、同志にあらずして友人である、平民新聞が社会主義の新聞だとすれば、僕には未だ社会主義伝道の一課目をだも受持つ資格はない、しかし僕は僕の立場からして、同志で有らうが、友人で莫からうが、其れには一向頓着しない、只だ親友の秋水子枯川君が、借金を背負つて新聞を作る論陣を張ると聞ては、火の中へでも水の底へでも飛び込んで、微力ながら手伝を為したい、先方様に御迷惑かも知れぬが、僕の意気としてはそれが当然の義務と信するのだ」とその心意を述べてもいる。大逆事件直後に、土佐中村の正福寺墓地に建てられた秋水の墓

す、今後は殊に心を用ゐる積りであります（記者）」とのやりとりを踏まえての文言であろう。緑雨は、この書簡を書いたほぼ二ヵ月後に他界する。『平民新聞』第二十三号（明治37年4月17日）は、「○齋藤緑雨氏逝く」として次のように伝える。

吾人の友人として本社の事業に多大の助力を与へられし緑雨齋藤賢氏は去十三日午前、本所百本杭の橋居に病没せり
氏は伊勢津の人、東京に長ず、初め銀行員となり後ち文界に入り批評家、作家として、奇警の想を構へ鋭利の筆を揮ひ、紅露諸家と並立つて久しく明治文壇の一異彩たりき、而も性狷介荷くも合はず、諸種の新聞雑誌に従事せしも其所を得る能はず皆な久しからずして去れり、数年前肺患に罹り一たび豆相の間に遊びしが去年春職を求めて帰京せしも志を得ず貧と病と俱に甚しく終に陋巷に窮死せり、年三十九氏著す所「かくれんぼ」「油地獄」「見切物」「雨蛙」「あられ酒」「みだれ箱」等の十数種、皆是れ技神に入る者、其斥代の天才たりしを見るに足る、而り一生憂鬱不遇にして逝く、吾人哀惜悲傷の情に堪へず

また、「青眼白眼」欄でも、「△齋藤緑雨氏は、臨終の前に、死亡広告の文案を、友人に托した、夫は本紙に掲げてある通り、自身の名で唯だ死去したといふだけだ△近來文士の死亡には、其広告に親戚友人の門生の名前を一中隊程も行列させ、無暗と死人をエライものにして、会葬の誘引、香奠の催促をして、お祭りのやうな、芝居のやうな騒ぎをするのが流行る、緑雨氏は或はこれに激

碑銘は、三申の筆に成る。

（たかはし しんたろう・学習院女子短期大学教授）